平成26年葛巻町議会6月会議会議録

平成 26 年 6 月 10 日 (火) 午前 10 時 開 議

	再 開 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	
[会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	I
•	諸般の報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	I
[「政報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	2
ľ	報告第 号〜報告第 5 号 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	2
	日程第5 報告第2号 平成25年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	7
	日程第6 報告第3号 平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越 計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	9
	日程第7 報告第4号 平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出 予算の繰越額の使用計画の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10
	日程第8 報告第5号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の 報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10

議案第 27	号~議案第31号	1
日程第9	議案第 27 号	平成 26 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 号) • • • • • 6
日程第 10	議案第 28 号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・ 2
日程第	議案第 29 号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・ 23
日程第 12	議案第30号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・ 25
日程第 13	議案第 31 号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・ 25

平成26年葛巻町議会3月会議会議録(第1号)														
開議日告示年月日	平成26年6月6日(金)													
再開年月日	平成26年6月10日(火)													
招集の場所	葛巻町役場													
会議年月日	平成26年6月 0日(火) 開議 0時00分 散会 時32分										2分			
	議席番号		議員	氏名			出欠席の有無	議席番号	-	議員	氏名	,		出欠席の有無
議員出席状況	ı	山	崎	邦	廣		0	6	小名	产地	喜伯	弋治		\bigcirc
(凡例)	2	大	平		守		0	7	山	岸	は~	る美		\circ
○ 出 席 席 刻 退 早 退	3	柴	田	勇	雄		0	8	辰	柳	敬	_		\bigcirc
	4	鈴	木		満		0	9	高	宮	_	明		\bigcirc
	5	姉	带	春	治		0	10	中	崎	和	久		
会議録署名議員	5	番		姉	帯	春	治	9	番		高	宮	_	明
会議の書記	議会	事務局長		澤	口	節	子	議会事	落局総務係長		遠	藤	政	明

	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	吉澤信也
地方自治法	副町長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	山下弘司
第 2 条	教育委員長		建設水道課長	冬村一彦
により説明	農業委員会長		教育委員会事務局主幹	川戸清美
のため出席	教 育 長	中田直雅	病院事務局長	岩泉宇昭
した者の職	監查委員		農業委員会事務局長	村 上 明 彦
• 氏名	総務企画課長	鳩 岡 修	総務企画課室長	波紫徳彰
	政策秘書課長	丹 内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋 一
	住民会計課長	村中英治		

議長(中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

議事の都合上、ただいまから、平成26年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、副町長から発言の申し出があります。

去る4月の町職員の人事異動後、初めての議会でありますことから、職員の紹介を したいということでありますので、これを許します。

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お疲れ様でございます。

4月に異動のありました課長等をご紹介させていただきます。

議員席から向かいまして、左の席からご紹介を申し上げます。会計管理者兼住民会計課長、村中英治。健康福祉課長、吉澤信也。総務企画課長、鳩岡修。建設水道課長、冬村一彦。総務企画課室長、波紫徳彰。次に、向かいまして右側の席をご紹介申し上げます。教育次長、深澤口和則。本日は、代行いたしまして、主幹の川戸清美が出席しております。よろしくどうぞお願いいたします。次に、農業委員会事務局長、村上明彦。

以上で、ご紹介を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

これで、職員紹介を終わります。

これから、平成26年葛巻町議会6月会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、会議日程は本日一日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 | 、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、 5番、姉帯春治君、9番、高宮一明君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、陳情第 | | 号、ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」改正を求める意見書採択についての陳情は、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

4月19日、第34回平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

4月2|日から22日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修及び平成26年度葛 巻町議会政務調査会定期総会出席のため、山田町及び田野畑村に出張しました。

5月 | 日、岩手県知事及び副知事表敬訪問ため、盛岡市に出張しました。

5月27日から28日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

町長 (鈴木重男君)

葛巻町議会6月会議の開会にあたり、平成26年5月30日午後、岩手町町境の国有林で発生した林野火災の対応について、行政報告を申し上げます。

町では、13 時 40 分の町消防団出動命令後の 14 時には速やかに町災害対策本部を立ち上げ、鎮圧宣言が出された6月 1 日の 18 時以降は災害警戒対策本部に移行し、6月5日 16 時の鎮火宣言までの間、災害対応にあたってきたところであります。

消火活動では、5月30、31日の両日、東北各県の防災へリ・災害派遣法に基づく自衛隊機延べ16機が空中からの消火活動を行ったほか、鎮圧宣言が出された6月1日までの3日間に盛岡中央消防署管内の消防署員、葛巻町、岩手町両消防団員の延べ1,000人以上から消火活動にあたっていただき、延焼を最小限に食い止めていただくことができました。

この間、町では、関係機関との連絡調整のほか、土谷川地区に自主避難者の受け入れ体制の構築、団員等への備蓄食料供給や町婦人消防協力隊などへの炊き出し要請など、消火活動の支援を行ってまいりました。

今回の林野火災にご尽力いただきました関係各位に、改めて敬意と感謝の意を表す とともに、今後さらなる防災意識の高揚を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを 推進してまいるものであります。

以上、ご報告を申し上げましたが、今次会議には、報告5件のほか、一般会計補正 予算など5議案をご提案申し上げておりますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜ります ようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

議長(中崎和久君)

これで、行政報告を終わります。

お諮りします。

日程第4、報告第1号、平成25年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第5号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてまでの5件について、一括で説明を求めることにしたいと思い

ます。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告第 | 号から報告第 5 号までの 5 件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

お疲れ様でございます。

それでは、報告第 | 号から報告させていただきます。平成 25 年度葛巻町一般会計繰 越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

25 年度の一般会計繰越計算書でございますが、繰越事業は全部で 15 事業ございます。3月定例会議補正予算第7号による明許費が8件、3月31日の3月会議での補正予算第8号によります明許費が7件、合わせて 15件の繰り越しでございます。

うち、一部発注も含めまして || 事業が発注済みとなってございます。 4 事業が未発注となってございます。今後、発注となります 4 事業は、総務費にございます役場庁舎電気設備改修事業、町勢要覧作成事業、土木費にございます道路施設総点検事業、消防費にございます災害対策用備品整備事業の 4 事業となってございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

災害復旧費に係る繰り越しでございますが、箇所ごとの事業、工事件数で申しますと、「項の農林水産施設災害復旧費が3件、2項の公共土木施設災害復旧事業が16件となってございます。うち、林業施設災害復旧につきましては、すべて発注済みとなってございます。土木施設につきましては、7カ所が発注済みとなってございまして、残り9カ所が今後の発注となっておるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

報告第2号、平成25年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでご ざいます。

5ページをお願いいたします。

4件の繰り越しでございます。事故繰越しといたしました4事業は、平成24年度に 繰越明許した事業の一部の事業でございます。

議案資料 | ページをご覧いただきたいと思います。

議案資料 | ページ、報告第2号関係資料という資料でございますが、一般会計の繰越分の4件でございますが、道路維持修繕事業が繰越額が54,080,000円、町営住宅整備事業が85,285,000円、社会体育館耐震改修事業が32,642,000円、災害復旧事業費が425,316,000円を繰り越ししたものでございます。その中で、それぞれ金額欄に掲げる事業の部分につきまして、事故繰越しとなったものでございます。

町道につきましては、坂待屋鷹ノ巣線、佐ノ渡線、永井田線、上平袖山線の舗装の 打換工事でございます。舗装資材、運搬車両等の確保に時間を要したというものでご ざいます。6月の完成を見込んでございます。

町営住宅につきましては、資材等の確保に日数を要したものでございまして、7月 の完成を予定してございます。

体育館耐震改修事業につきましては、耐震診断及び改修内容の判定に時間を要した というものでございまして、この部分につきましては、5月 15 日に完成してございま す。

公共土木施設災害復旧事業でございますが、2工事でございまして、67号、75号の工事について事故繰越しとなったものでございます。舗装資材、運搬車両等の確保に時間を要したというものでございまして、9月の完成を見込んでおるものでございます。

議案集に戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

報告第3号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

7ページをお願いいたします。

簡易水道会計補正第4号で繰り越しのご承認をいただいております | 事業でございます。本事業は、25年 10月 26日に発注済みで、繰り越しいたしまして、5月 30日に完了をしております。

以上、一般会計及び簡易水道会計の繰り越しについて、ご説明申し上げましたが、 災害復旧事業を箇所別に | 事業というようにカウントしますと、繰越事業全体の事業 数は 37 事業となってございます。うち、6月4日現在におきまして、発注済みが 24 事業、発注率が64.9パーセントとなっております。

今後、今年度の事業につきましては、迅速かつ円滑な施工確保に向けまして、年度 当初におきまして、全体で確認しておるところでございますが、発注の迅速化、適切 な時期の確保、時期の平準化というような部分に注意しながら、指名委員会、入札会 等の定例化等、関係部署との連携、調整を図りながら、計画的な執行に努めてまいり たいというように存じます。

10 ページをお願いいたします。

報告第5号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が平成 26 年 3 月 3 日に公布されてございます。4 月 | 日に施行されたことから専決処分としたものでございます。

|| ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。26年3月3|日付けの専決処分書となってございます。 それでは、議案資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号関係資料、葛巻町町税条例の一部を改正する条例についてという縦長の資料でございます。

この条例の改正の背景の部分でございます。2番から入らせていただきますが、国におきましては、経済状況の状況を踏まえながら、デフレ脱却、経済再生に向けた地域経済の活性化等のための地方税制上の改正が行われました。これを受けた形で、町税条例の一部を改正しようというものでございます。

改正の要旨は、次の3点となってございます。

Ⅰ番目が、地方法人課税の偏在更正のための措置ということでございまして、地方 法人税を新たに創設したというものでございまして、その分を地方交付税の原資に使 用するというようなものになっております。

二つ目が、外国法人の課税方式の見直しということでございまして、国内の源泉所得を総合して課税する総合主義から、日本国内に所在する事業拠点に帰属する所得のすべて課税する帰属主義に移行するというものでございます。

三つ目が、車体課税の見直しでございまして、軽自動車税の税率の見直し等でございます。

それでは、順次、議案集の条文に沿いながら、併せて、資料と両方ご覧いただきな がら、ご説明を申し上げたいと思います。

議案集の 12 ページをお開きいただきたいと思いますし、資料は 3 ページをお開きいただきたいと思います。

法改正等に伴います条文、条項等の移行等につきましての分については省略させて いただきます。

まず、26 条でございますが、町民税の納税義務者等の部分でございまして、先ほど申し上げました外国法人の恒久的施設が定義されたという部分に関わっての改正となってございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

資料で三つ目になりますが、法人税割の税率の部分でございまして、35 条の4の関係でございます。先ほどの図にございましたのですが、12.3 から標準税率を 9.7 に改正するという内容のものでございます。

続きまして、14 ページをお開きいただきたいと思います。資料は4ページをお開き いただきたいと思います。

固定資産税に関わる部分でございまして、第57条でございます。以下、税法の改正によります条文の整理等でございます。57、59に関わる部分でございます。

それから、79条、14ページの下になります。資料は6ページをお開きいただきたい と思います。

79 条関係でございます。(3)という部分でございますが、軽自動車税の税率の部分でございまして、資料の6ページの中程に表がございますが、現行から改正案というように、それぞれ改正されるというものでございまして、税率の引き上げでございます。

議案集の 15 ページをお開きいただきたいと思います。資料は 7 ページになります。 第 127 条関係でございます。国民健康保険税の改正に係る部分でございます。資料 で、後期高齢者の部分が | 40,000 円から | 60,000 円、介護納付金の部分が | 20,000 円から | 40,000 円というように引き上げが行われるという改正でございます。

22ページ、資料は3ページになります。

附則でございますが、第8条に係る部分でございまして、肉用牛の売却に係ります 事業所得に係る町民税の課税の特例と言う部分でございまして、適用期限を3年間延 長するものでございまして、27年度から平成30年度へ移行となってございます。

次が、10条の2、その下になりますが、10条の2でございまして、資料の4ページになります。固定資産税に関わる部分でございます。資料は下の表でございますが、現行の部分の数値が条例によって定めるというようになったものでございまして、それに併せて、現行と同様の数値を規定しておるものでございます。

めくっていただきまして、23ページでございますが、10条の3、資料は5ページ、耐震改修が行われました安全確認計画記載建物等に係る減額措置の創設という部分に関わるものでございます。

それから、16条の部分につきましては、資料の6ページになります。中程に附則第16条関係②でございますが、軽自動車の税率の特例という部分でございまして、経年、長い、13年を経過した車両の部分についての税の割り増しの部分の特例を改正するものでございまして、標準税率が現行から改正案に、それぞれ改正されるという中身のものでございます。

めくっていただきまして、24 ページでございますが、また町民税に戻っていただきまして、17条の2になりますが、資料は3ページの①になります。

優良住宅造成のための土地を譲渡した場合の課税の特例という部分でございまして、 適用期間を3年間延長するというものでございまして、26 年度から 29 年度まで延長 というものでございます。

ちょっと飛んでいただきまして、27 ページをお願いいたします。資料は 4 ページになります。

18 条の3でございますが、資料の⑤、中程になりますが、必ずしも条例によって定めなければならないという事項は除きまして、条例には規定しないというような考え方から、これらの部分について削除するものでございます。削るというものでございます。旧条例の第 |8 条の3、それから |8 条の3の2、|8 条の3の3まで、30ページまでを、それぞれ削るという内容になってございます。

議案集の3| ページになりますが、固定資産に係る部分ですが、|8 条の3の4が |8 条の3というように条項の繰り上げになるものでございますし、町民税に係ります |8 条の3の5が |8 条の3の2というように繰り上がるものでございます。

以下、31 ページにつきましては、改正の附則になります。先ほど資料でお示ししました各項目に、それぞれ施行期日を記載してございますが、これらを、この部分で整理しますと、このような形になる、原則的な部分は26年4月1日から施行と、例外的にそれぞれの項目を、施行日を定めたものでございます。

以下、第2条が町民税の経過措置でございます。第3条が固定資産に関する経過措

置でございますし、第4条、5条、6条が、32 ページになりますが、軽自動車に係る 経過措置ということでございますし、最後に33 ページの第7条が国民健康保険税に関 する経過措置というようになってございます。

以上、報告4件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長 (岩泉宇昭君)

お疲れ様でございます。

報告第4号について、ご説明申し上げます。

平成 25 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてでございます。

9ページをお開きください。

繰越計算書でございますが、この繰り越しは、地方公営企業法第 26 条第 | 項の規定による建設改良費の繰越額です。

平成 25 年 3 月 6 日開会の町議会 3 月定例会及び平成 25 年 9 月 6 日開会の 9 月定例会において、葛巻病院建設事業費として、総額 166,500,000 円を予算計上したものですが、説明の欄にありますように用地調整及び補償物件の撤去に日数を要したことによるものでございます。つきましては、予算計上額のうち 158,656,000 円を繰り越したものでございます。

以上、4号のとおりご報告申し上げます。どうぞよろしくご理解を賜りたいと存じます。

議長 (中崎和久君)

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

日程第4、報告第1号、平成25年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第 | 号、平成 25 年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程第5、報告第2号、平成25年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。

3番、柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

事故繰越しの計算書について、お伺いをいたしたいと思います。

まず、予算は単年度主義が原則になっているわけでございますが、例外として、この予算の繰越制度が認められておりますのは、この事故繰越しと繰越明許費、それと、 継続費の逓次繰越しの3種類があるかと思っております。

この繰越措置の適用が広がることにより、工期が積雪寒冷地のため、悪条件が重なる冬季工事を回避できることも、私はできるのではないかと、そういったような意味では、この事故繰越し等の対応は効果の期待が大きい制度であると、そのように認識しているものでございます。

それで、一般的にこの事故繰越しと繰越明許費の違いの見解はどのようなことでしょうか。先ほどの提案説明の中で、前年度の繰越明許費が事故繰越しになったというような説明も伺っております。この辺のところが非常に分かりづらい面でございますので、まず、事故繰越しと繰越明許費ができる、その違いの見解をお伺いいたしたいと思っております。

そしてまた、事故繰越しができる想定事例は、どのような場合に考えられるのか、 その内容についてお知らせをいただきたいと、このように思っております。

また、この事故繰越しをやったものが、また事故繰越しできるものかどうか、その内容についてもお伺いいたしたいと思っております。

また、このような制度があることを国の方でも積極的に進めているようでございますけれども、この繰越方法等について積極的に活用方法を図るような、国、県からの指導があったかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

繰越明許費と事故繰越しの部分でございますが、繰越明許費につきましては、予算の効率的な使用を図るという部分で、会計年度の独立の部分の例外というような部分で、通常に利用されるというようなものかというように考えてございます。

先ほどもお話しましたのですが、事故繰越しというようになりました部分につきましては、繰越明許をしたあとのものでございまして、繰越明許費の繰り越しは翌年度 | 年限りというように考えてございます。そういう部分で、事故繰越しにつきましては、債務負担、支出負担行為を実施したものでございます。その部分につきまして繰り越しした、予算執行の段階において繰り越しするというようなものというように考えてございます。予算の繰り越しという部分と執行での繰り越しというような分の違いかというように考えてございます。

あと、その部分での指導等があったかという部分についてでございますが、その後についてはあったという部分についての確認はしてございません。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

まず、当町の積雪寒冷地の条件を考えておりますと、この冬期間にちょうど入りますと、やはり完成時期を少しずらしてでも工事の内容が、きちっとした整備がなされることが、ものすごく私は重要なような感じがしております。いわゆる適正工期のあり方、確保、そういったようなものに、この制度も適用できるのではないかと思うのですが、その辺の今後の、こういったような部分については、できる限り早期の完成はもちろん大事ではございますけれども、この冬季にかかる工事については、このような方法を私は講ずるべきではないかと思うのですが、町当局の見解をお伺いいたしたいと思います。

議長(中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

議員おっしゃるとおり、そのように考える部分が多々あるというように思います。この事故繰越しの部分の中で、住宅、社会体育館の部分につきましては、国の補正を受けまして3月に予算措置というような事業でございます。その時期に発注するというのは、時間的に非常に、なかなか難しい時期もあったと思いますし、そういう部分で、気候的な部分等を考慮した形で予算を繰り越して、工期の適正なといいますか、非常に効率のいい時期に工事を施工するという部分については、かなり、その対応をすることは有効なものというように考えてございます。

議長 (中崎和久君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第2号、平成25年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程第6、報告第3号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第3号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

についてを終わります。

次に、日程第7、報告第4号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中 支出予算の繰越額の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第4号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてを終わります。

次に、日程第8、報告第5号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

第79条の軽自動車税の税率改正が27年4月1日から施行の原案になってございます。この軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車の税率改正の内容のようでございますが、この対象車両数と、このようになったとすれば税額の影響額等はどのように算出されるのかお伺いをいたしたいと思っております。

また、もう | 点、|3年を経過した軽4輪車等については、20パーセントの重課税となるというようなことのようでございますけども、こういったような部分で、現時点で、その|3年を超えるような対象車両数等が数多くあるものかどうか、その中身についてお伺いをいたしたいと思っております。

もう | 点は、第 | 27 条の国保税の課税限度額の引き上げでございます。この中身については、後期高齢者の支援金等課税額と介護納付金の課税額がそれぞれ 20,000 円ずつ引き上げになるような内容でございますが、現時点でどの程度、対象者数があるものかどうか、その内容についてお伺いをいたしたいと思います。

議長 (中崎和久君)

住民会計課長。

住民会計課長 (村中英治君)

それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

軽自動車税の増税の影響額ということになります。まず、27 年度から2 輪車の関係、あるいは小型特殊自動車、農耕用耕運機とか、そういったものが引き上げになります。そういった中で、今年度のベースになりますが、原動機付自転車が 532 台ほどございます。それから、小型特殊では、農耕用トラクターですが 1,070 台ほどございます。これらのものについて、原付であれば 1,000 円から 2,000 円、耕運機であれば 1,600

円から 2,400 円ということで、1.5 倍ないしは2倍のものもございますが、そういった引き上げがなされます。そういった部分での影響額といいますか、増収額は1,600,000 円程度と見込んでございます。

それから、3輪以上のもの、主に4輪の貨物あるいは乗用自動車になりますが、こちらについては27年度から引き上げとなります。こちらの方につきましては、新規に登録されたものだけが税額が上がるということで、現在、登録しているものについては、そのまま引き上げ前の金額、附則の方で規定になっておりますが、そのまま参りますので、今後、新規に登録する4輪のものについてだけ増税になるということでございますので、かなり限定されている部分もございますが、そういった中では、そういったものも含めますと、27年度では、台数の増減等も見込んでおりますが、1,600,000円ほどの増収になるものと考えてございます。

4輪についてですが、4輪の乗用タイプについては 1,319 台ほど、それから貨物、軽トラですが、これが今 914 台ほどございます。こういった中ではございますが、25年度の課税された実績で見ますと、4輪の乗用で 60 台ほど 25 年度に増となっておりますが、消費税絡みの部分もあって、駆け込みで増えた部分もあろうかと思いますが、大体ここ何年かは横ばいで台数的には推移してございます。そういった状況にございます。

それから、13年を経過したものは、20パーセントの重課になるという部分でございますが、こちらの方につきましては、先ほど申し上げましたが、4輪の乗用のもので1,000 台程度ございますが、この中で、これから古いものの調査等、古いものについては年度の登録等が、現在は月日まで登録になっていますが、古いものについては年度等で登録になっている部分等もありますので、今後、調査する部分もございますが、大体140 台ほどが対象になるのかなと考えております。それから、軽トラの部分では180 台程度が、軽トラの方が古いものは多いですが、対象になるのではないかと、現時点では推計をしているところでございます。

次に、国保税の関係でございます。

国保税の限度額の課税の状況でございますが、現在、医療分での限度額の世帯が 14 世帯、それから、後期高齢者の支援分で 33 世帯、それから、介護の部分で 18 世帯、今回、引き上げになる支援分と介護分では、合わせて 51 世帯ほどが現在、限度額の課税されているところでございますので、この部分がそのまま限度額が上がった影響を受けると想定しますと、20,000 円でございますので、1,020,000 円程度の国保税の増収といいますか、増額につながるのではないかというように推計をしているところでございます。以上でございます。

議長 (中崎和久君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第5号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第27号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)から、日程第13、議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの5議案を、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号から議案第 31 号までの 5 議案を、一括議題とすることに 決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

議案第27号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)でございます。 今回の補正は、歳出では、庁舎・庁用車管理経費及び介護保険事業費の増額でございますし、歳入では、国庫支出金の計上となってございます。

第 | 条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に 35,400,000 円を追加いた しまして、歳入の総額を 5,255,444,000 円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

事項別明細書の総括でございます。

歳入は、13 款の国庫支出金でございまして、35,400,000 円の補正でございます。民 生費の特定財源として補正するものでございます。

歳出では、総務費の 6,500,000 円、民生費の 35,400,000 円、財源調整、予備費の 6,500,000 円を調整しまして、歳出合計 35,400,000 円となるものでございます。

歳入歳出事項別の前に、資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号関係資料となるものでございまして、縦型の資料でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてという資料でございます。

盛岡北部行政事務組合の第5期介護保険事業計画におきまして、今年度、整備しようという計画になってございます認知症対応型の共同生活介護施設でございます。いわゆるグループホームでございますが、この部分につきまして、今回の補正に計上しようとするものでございまして、その経緯につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

9ページの部分に、経過概要という部分で若干細やかに書いてございますが、24年度に盛岡北部の行政事務組合が第5期の保険事業計画を策定してございます。24年から26年度の3カ年間の計画期間というものでございまして、この中におきまして、認知症対応型共同生活介護施設の計画が盛り込まれておるものでございます。これを受けた形で、町の高齢者健康福祉計画にもこの部分が盛り込まれております。

26 年度の施設整備に向けまして、24 年 12 月に盛岡北部行政事務組合が地域密着型サービス事業の予定者を公募いたしまして、株式会社介護いわて、岩手町に本社のある事業者でございますが、決定となってございます。

25年10月になりまして、県から26年度の当初予算に係る計画の調査、需要額調査がございまして、その部分で介護いわてが計画書を提出しておるものでございます。

26 年 | 月になりまして、当初建設予定地としておりました元木地区の部分の用地の手続き等に時間を要するという部分、県の需要額調査の結果、需要額が予算額を大幅に上回っていたという部分、県の予算枠が4億円で、要望額が15億円というように伺っておりますので、かなり上回る状態にあったという部分でございまして、26 年度の施設整備、用地の部分と予算確保の部分で、26 年度の事業が非常に厳しいという部分で、施設整備を断念したというように伺ってございます。町でも、それを受けまして、当初予算の計上はしていないというものでございます。

その後でございますが、年が明けまして、26年2月6日に国の補正予算が成立して ございます。それらを受けた形で、県からの追加協議がございまして、それに、県を 経由し、国に申請したというものでございますが、年度末になりまして、26年3月27 日付けで、国から交付金の内示があったというものでございます。町に対しましては、 県を経由しまして、4月3日にこの通知が届いておるものでございます。

この部分については、国から町を経由しまして、事業者に補助金を交付するというような仕組みになってございます。また、この交付金の申請期限が6月、今月末ということでございますので、国への交付申請には、町の予算計上が必要となってございますので、今回の6月会議において補正予算を計上させていただきたいという経過でございます。

今後のスケジュールでございますが、県を通して国への補助申請を6月末に行いまして、8月上旬に工事着工、2月下旬までの工期で、年度末に完成し、予定どおり27年4月1日からサービス提供を開始したいというものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

整備しようとしております施設の概要でございます。地域密着型のサービス、町内優先の地域密着型の施設というものでございまして、定員は9名となってございます。管理体制は6人程度を見込んでおるということでございます。月額の利用料は、100,000 円程度というものでございます。運営法人は、株式会社介護いわてでございます。岩手町に本社を置いている事業者でございます。施設名は、グループホーム和や家、なごやかと読みます。グループホーム和や家くずまきという、仮称ですが、そのように名称が計画されてございます。計画の予定地でございますが、町営小屋瀬住宅の跡地で調整を進めているというものでございます。この部分につきましては、事業者が岩手町であるという部分で、距離的に近い距離を希望されているという部分、あるいは工事の着手、用地の手続き等に時間のかからないことが必要だという部分でございます。あと、周辺の環境等を配慮しての選定というようにお伺いしてございます。非常に、そういう部分で時間的な制約もありまして、用地の選定には難航いたし

まして、町有地の紹介等を希望されたというものでございます。小屋瀬住宅が7月の中旬に完成するという部分がございます。面積的に要件を満たす大きさであるという部分、今後、利用が未利用になる、計画が立っていないという跡地でございますので、この部分を売却するという部分で調整を進めておるものでございます。なお、この土地の部分につきましては、台帳面積が 1,344 平米という面積、407.4 坪くらいかと思いますが、なっておるものでございます。

補正予算書にお戻りいただきたいと思います。6ページでございます。

歳入の | 3 款、国庫支出金でございます。民生費国庫補助金でございまして、先ほどの施設に関わる国からの交付金を見込むものでございまして、整備交付金が30,000,000 円、これは施設整備に関わるものでございます。推進交付金が5,400,000円、備品等の整備に関わるものでございます。いずれも国が | 0 分の | 0 を見込んで交付するものでございます。

7ページに歳出でございますが、2款、総務費の | 目、一般管理費でございますが、 庁用車管理経費、備品購入費で庁用車でございます。ワゴン車2台を購入しようとす るものでございます。

現在、葛巻高校の生徒の送迎を町で行ってございまして、その送迎に利用している車でございますが、以前、スクールバスとして吉ヶ沢、上外川方面に運行していた車でございまして、 | 台は | 2 年 3 月購入でございまして、 | 4 年経過してございますし、 | 台は8年3月購入で、 | 8 年を経過した車でございまして、いずれも 300,000 キロを超えるというような走行距離になってございまして、かなり老朽化が進んでおる車両でございます。

現在、久慈方面、川井の送迎の部分につきましては、|| 人の送迎をしてございます。昨年も || 人というような人数になってございますが、もう | 台は岩泉、小川方面に今年は7人、昨年は9人という送迎に当たっているものでございます。この車両につきましては、当初時点におきましては、今年度は運行できるかというように見込んだものでございますが、かなりの経年劣化がございます。また、走行距離もありまして、今年に入りまして、かなり腐食に加えまして、エアコンの不具合が出てまいりまして、夏場に向けて非常に、高校生の送迎車両としては安全性、環境からも著しく信頼が低下したというように考えたものでございます。本予算に計上いたしまして、暑くなる前、7月下旬前には納車をしたいというように考えておるものでございます。

なお、朝夕の生徒の送迎以外につきましては、他の用務に使用するという予定になっておるものでございます。

歳出の、次に、3款の民生費でございますが、先ほどの老人福祉費の部分の補正につきましては、グループホームへの補助金の交付を、収入額と同額で計上しているというものでございます。

以下、予備費を調整しまして、14,831,000円としたものでございます。

次に、議案集の34ページをお開きいただきたいと思います。

議案第28号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

契約の目的は、除雪機械の更新でございます。

取得する財産は、除雪ドーザ | | †級、車輪式、 | 台、 | 4,040,000 円でございます。 契約の相手方は、コマツ岩手株式会社二戸営業所様でございます。

納期限が、26年 | 月 | 0日を見込んでございます。

現行の車両でございますが、平成3年に購入し、23年目となっておるものでございまして、車検の取得が困難な状況になっているというものでございます。

今度、新たに購入しようとするものは、II も級、車輪式、アングリングプラウ付というものでございまして、除雪幅が 2.8 メートル以上という部分でございまして、総重量が 10 トンから 12 トンになるドーザ | 台でございます。

35ページをお願いいたします。

議案第29号、財産の取得に関し議決を求めることについて。

契約の目的は、除雪機械の更新でございます。

除雪ドーザでございますが、4 t級でございます。車輪式、 | 台、4,968,000 円でございます。

契約の相手方は、キャタピラー東北株式会社盛岡営業所様でございます。

現行の車両につきましては、3 t級のドーザを更新するものでございます。性能は、4 t級の性能でございますが、除雪幅が 1.8 メートルでございまして、車両総重量が 3.5 トンから4 トンの質量を持つ車両でございます。

納入期限が、26年 | 月 | 0日となってございます。

36ページをお願いいたします。

議案第30号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

契約の目的は、葛巻町消防団第 |3 分団及び第 |6 分団配属の小型動力消防ポンプ付積載車の更新でございます。

取得する財産は、小型動力消防ポンプ付積載車、救助資機材搭載型でございますし、 4輪駆動車と併せて小型動力消防ポンプB3級を搭載するものでございます。台数2 台でございまして、契約金額が、28,620,000円でございます。

救助資機材でございますが、コンビツールといいますか、切断、開放に当たるというような機具、あるいは、エンジンカッター、チェーンソー、ストライカー、打工具と言われておりますが、バルーン投光機等 |8種の部分が搭載されているというものでございます。

車両の部分につきましては、四輪駆動車のダブルキャブのロングタイプでございまして、低床式、床の低いタイプ、寒冷地仕様というような部分で、エンジンの形式はディーゼルエンジンでございまして、6人の定員を確保しているものでございます。

2分団、二つの分団とも、現行の車両につきましては、平成4年の 12 月 15 日に更新されたものでございまして、22 年が経過するというものでございます。

納入期限につきましては、27年2月28日となってございます。

議案第 31 号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

37ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的が、社会体育館備品の更新でございます。

取得する財産は、バスケット台、セノー社製のパラレルゴール一式という部分でご ざいまして、2対、4台となるものでございます。15,066,000円でございます。

契約の相手方は、株式会社千葉運動具店でございます。

現行でございますが、平成 19年に岩手県営体育館から払い下げを受けてございまして、54年製だというように聞いておりますが、だいぶ老朽化が進みまして、上下の動作、あるいは油圧等の低下があって危険もあるということでの更新になるものでございます。

納期限は、平成26年7月20日を予定してございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、慎重ご審議のうえ、ご協賛賜りますよう、 よろしくお願いを申し上げます。

議長 (中崎和久君)

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第27号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)から、日程第13、議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの5議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただちに、議案第 27 号から議案第 31 号までの 5 議案の審議を行います。

お諮りします。

議案第 27 号から議案第 31 号までの5 議案については、質疑、討論、採決は議案別に行うこととしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論、採決については議案別に行うことに決定しました。 はじめに、日程第9、議案第27号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番(柴田勇雄君)

それでは、何点かお伺いをいたしたいと思います。

まず、この補助金の交付先でございますが、株式会社介護いわてというような、資料でこのようになってございますが、町内の会社ではございませんので、この運営会

社の運営、経営実績等々について、どのような会社がこれに参画されるのか、その内容について、少し詳しくお尋ねをさせていただきたいと思います。

それからまた、この資料を見ますと、計画予定地ですが、町営小屋瀬住宅の跡地というようなことになっておりますけども、この土地、先ほども少し選定理由については提案説明の中で触れていたようでございますが、ここに選定した理由をもう一度お伺いをいたしたいと思っておりますし、あそこの地域は、私から見ますと、必ずしも、取付道路等の立地条件、必ずしも良い好環境にはないのではないのかなと、このように思っております。特に、入口の方についても、少し橋が高くなっておりますし、また、愛羅瀬方面の方に抜ける現道についても、きちっとした整備が必要なような感じがしておりますが、このような公共施設が設置された場合には、この取付道路とか、交通利便性が、やはり大事になってくるのではないのかなと思っておりますが、その整備計画はどのようにお考えになっているでしょうか。

それからまた、この運営会社では、雇用の関係なのですが、6人程度の雇用を想定しているようでございますが、町内に資格者がいるような場合、こういったような資格者は優先的な形で雇用、働く場所を見つけることができるのかどうか、町の方から雇用の働きかけをするのかどうか、その辺についてもお尋ねをいたしたいと思います。それから、定員は9人なようでございますが、このような施設、いわゆる介護施設なわけでございますけども、この9人、定員満床になった場合には、例えば、この介護保険料への跳ね返りは、「床当たりどれ程度に計算されているのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長 (中崎和久君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (吉澤信也君)

ただいまの質問に説明いたします。

先ほどの、介護いわての部分でございますけども、この会社につきまして、19 年 9 月 7 日に設立しております。

この会社ですけども、目的としては居宅介護支援事業所の設置、運営、あとは通所介護事業、あとは認知症の通所介護事業、あとは、今うちの方で予定しております共同生活介護事業とか、介護につきまして目的を持った会社になっております。

あと、今現在、行っている事業所につきましては、通所のデイサービスもあります。 あとは、葛巻で言えばマイホームくずまきですけども、小規模多機能型居宅介護の施 設も行っております。あとは、介護とは別になりますけども、高齢者のアパートも経 営している、今現在の事業所であります。

一応、この会社ですけども、株等は1,200株と聞いております。

あと、今の代表取締役の方は冨澤和博氏がなっておるところでございます。

経過については、以上でございます。

続きまして、雇用の関係になりますけども、職員につきましては、地元採用を一応考えておるということで、とりあえず介護従事者につきましては、地元から、できるだけ採用したい。あと、管理者につきましては、今の会社の職員で当面は採用等をしていきたいという話はされております。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

それでは、2点目の候補地の選定に当たってのご質問でございましたが、これにつきまして、先ほど総務企画課長の方からも経緯について若干ご説明もしたところでありますが、当初、事業者は、先ほどお話しておりますように、岩手町に事務所を構えているということ等もございまして、西部地区といいますか、小屋瀬地区に、その建設予定地をいろいろ探しておったというところでございましたが、農振の関係、あるいは農地法の関係等々から断念せざるを得なかったというのが事業者からの話でございます。

そういう中で、今回、4月3日に国の方から県を通して補助金の交付決定の内示があったわけでありますが、そういう中で、事業者の方から || 日に町の方に、その協議といいますか、建設予定地の適地を紹介してほしいというものでございました。その中で、期間も、農地法の手続き上、あるいは農振の除外手続き上等々のところになりますと、どうしても今回の手続きには間に合わないということもございますし、そういう中で、公共施設を利用させてほしいという要望であったわけであります。

そういう中で、ひとつには小屋瀬のコールドセンターのところ、あるいは土谷川の 分校跡地等々も含めて、町の方としては、用地としてはこのようなところがあります ということでお話も申し上げたところであります。

そういう中に、今、小屋瀬の町営住宅の改築の方も進んでおりまして、そのあとの 跡地利用といいますか、これについても向こうの方から、特になければ、この跡地の ところもひとつ検討していただけないでしょうかというのが相手方の要望といいます か、そういうことでございました。

そういう中で、いろいろ協議いたしまして、それぞれの状況等も、うちの方でも調査して、提示したわけでありますが、そうしましたら、小屋瀬の町営住宅のところが、なんとか建設地として、候補地としてお願いできないでしょうかというのが、向こうの方からお話がございまして、今、特にそのあとの建設、住宅跡地の分については利用の部分については、特にこれこれの利用というのもありませんでしたので、そのような話をしましたら、併せて、現在ある住宅も今後の運営に一部活用できればしたいと、そういう点からも適地といいますか、そういう考え方で、相手方の方から要望があったところであります。したがいまして、現在、小屋瀬住宅の跡地をということで協議中ということになるものでございます。

それから、その後の場所として、それを利用する道路等の関係からして、課題があるのではないかということでありますが、これにつきましては、今申し上げましたように急なお話でもございますので、今後そのような状況等については併せて検討してまいらなければならないと、このように思っておるところであります。

それから、もう | 点でございますが、町内での資格者等々についての雇用といいますか、これらについて要請しているかということでありますが、相手の事業者は全て 葛巻町内の方々を最優先で雇用を考えているということでありましたので、それらについてはお願いもしているところでありますが、事業者としても、そのような考え方であるということを伺っておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長 (中崎和久君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (吉澤信也君)

先ほど、 | 点につきまして漏れておりましたので、 | 人当たりのサービス部分ですけども、大体 | 人 300,000 円くらい月にかかると思います。その中で、個人の負担の部分が出ますけども、大体 9 人で、月が約 2,700,000 円くらい、あと、 | 年にすれば、33,000,000 円くらいの額になると思います。それが、一応 26 年度に整備すれば、27年度の、次の第 6 期の介護保険の方に影響すると思われます。よろしくお願いします。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

まず、雇用採用については、事業者の方を最優先にするというようなお考えのよう でございますから、ぜひ地元の採用をお勧めいただきたいと、このように思っている ところでございます。

また、選定については、急きょ選定して、まだ道路等の整備まではいっていないというようなお話でございますけども、それなりに、やはり選定したものと思っておりますので、その道路等の整備計画はひとつだけの道路ではなくて、袋小路にならないように、愛羅瀬の方にも抜けられるような整備を早急にご検討いただき、計画実施を図っていただくような配慮が必要だと思っておりますので、ぜひ、そのような実現性を早くお願いいたしたいものだと、このように思っております。

それから、今回は認知症の方々が対象のようでございますが、これも、たぶん地域 密着型のサービスというようなことで、葛巻町内の方々が主に優先的に利用できる施 設ではないかと思っておりますけども、現在こちらの方の介護度が要支援2、介護度 |から2程度の方々が、この施設を利用できる対象者のようでございますけども、現 在こういったような高齢者、町内にいかほどおられるのか、その対象人数をお知らせ いただきたいと、このように思います。

議長 (中崎和久君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (吉澤信也君)

介護認定者の部分ですけども、今回の対象者は、要支援2から要介護 | 、2の程度のものが対象になりますけども、現在、葛巻町の4月末ですけども、要支援の認定者、要支援2の方が72人、あと、要介護認定者の要介護 | が | 25 人、要介護2の方が85人と今なっております。

あと、今回の認知症対応型の施設ですけども、認知症高齢者の日常自立度というのがありますけども、これは、判定基準になっております。この中で、判定基準の中の自立度 | では、何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立しているとか、2の部分は、日常生活に少し支障を来すような症状とか行動がある場合には2という基準があります。その方々が対象になると思われますので、よろしくお願いします。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

| 点目の取付道路の関係につきましてでありますが、先ほども申し上げましたように、今後、事業者の建物の配置等々も出てまいりますし、それら等を含めながら利用の利便性を図るような道路の整備というものも考えてまいらなければならないと、このように思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

それでは最後に、今回のこの施設整備については、第5期の介護保険事業計画になっているわけです。それで、第5期の介護保険事業計画に、町内に類似したような施設整備が、これで全部終わるのか。26年度までですから、たぶん、これでないのかなと思っておりますが、次の第6期の介護保険事業計画についても、これから作業が行われるのではないかと想定されますが、葛巻町としては、このような介護施設をどのようにお考えになっているのか、第6期の事業計画に向けた、そういうような想定があるのであればお知らせをいただきたい、このように思います。

議長 (中崎和久君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (吉澤信也君)

今回の北部の5期の計画の中では、今回のグループホームと、もう | 点、アットホームの増床の5床があります。これが、今回の5期の整備計画になっております。あと、6期につきましては、これから各事業所に計画等の調査を行いますけども、現在うちで予定していることは、まだ伺っておりませんけども、このような状況でございます。

議長 (中崎和久君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり 決定することに賛成の方は、起立願います。

(替成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについて、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

まず、財産の取得に関し議決を求めることについてですが、納期限は説明いただいたわけですが、できれば、この議案内容に、ぜひ納期限についても記載をしていただければ分かりやすいな、審査しやすいなというようなことでございます。

といいますのは、例えば除雪ドーザとか、こういったような部分について、あるいは小型動力ポンプ、それから、このバスケット台等々については、時期を失しますとどうしてもいろいろな問題が、せっかく予算で取っていながら、この 26 年度に執行できないというような形になりますと、非常に、我々、審査する側とすれば、この納期限が大事な部分になってきますので、できれば、この納期限については、ぜひ、こういったような議案の中に盛り込んでいただけるような形にできればありがたいなとい

うことで質問をさせていただきました。

それで、この財産の取得に関し議決を求めることについての納期限について、もう一度、「件」件、28 号だけでもよろしいわけではございますけれども、あとに続く、こういったような納期限についても、しっかりとお知らせをしていただければありがたいなということで、質問をさせていただきました。

議長(中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

議決をいただく項目、議決事項につきましては、法令上は特に規定がないというように聞いてございます。実例等を見た場合に、契約の目的、方法、金額、相手方という部分については議決を経るというようになってございます。そういう部分で、その取得日については、議決の項目に含めなかったという部分でございます。

この考え方は、工事の部分と同じ考え方でございまして、昨年度から工事につきましても、工期についての議決はいただいていないということでございますので、物品につきましても項目からはその部分を除いたものでございます。

納期限につきまして、改めて申し上げますが、28 号の除雪ドーザが26 年 || 月 |0 日でございます。次に、29 号の除雪ドーザでございますが、同じく26 年 || 月 |0 日でございます。30 号の小型動力消防ポンプ付積載車でございますが、27 年2月28 日。31 号のバスケット台が26 年7月20日となってございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

議決事項、そういったような分については分かっているつもりですけれども、もし、 そうでなければ参考資料に記載するとか、そういうような親切身が必要ではないかと 私は思うのですが、いかがでしょうか。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長(觸澤義美君)

おっしゃるとおり、今後の整理といたしましては、今、議会にその都度資料として 提案しておりますので、その説明の資料のところに納期限といいますか、工期等々も しっかりと整理させていただきまして、その内容が分かるようにしたいと思いますの で、よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長 (中崎和久君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 | |、議案第 29 号、財産の取得に関し議決を求めることについて、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

議案第29号の除雪ドーザでございますけども、契約金額は4,968,000円になっておりますが、たぶん予定価格において、これより高額になっていたために議決を経るものではないかと思うのでございますが、確か私の記憶ですと、この動産の取得は7,000,000円と、そのように承知しておりますが、その関係は、どのようなことで議決を経るような形に至ったでしょうか。その経緯についてお知らせください。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

29 号の財産取得、除雪ドーザでございますが、おっしゃるとおり契約金額につきましては 4,968,000 円となってございます。購入の予定価格につきましては 7,000,000 円を上回る予定価格で設定した結果によるもので議決をいただくというものでございます。よろしくお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

そうしますと、例えば、予定価格が 7,000,000 円以上の場合には議会の議決を経る 定めになっているわけですが、今回、この議案については予定価格と契約金額の差は どれくらい生じて、このような経過になったのか、その内容について、お答えをいた だきたいと思います。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

正確に数値を申し上げるわけではございませんが、8,000,000 円を若干下回るくらいの金額だったというように記憶してございます。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

3番 (柴田勇雄君)

そうしますと、例えば 8,000,000 円とすれば、だいぶ低い価格ですよね。本当に、この取得する財産、そんな低価格で大丈夫だったのか、あるいは、予定価格の設定がまずかったのか、いずれかではないのかなというような感じがしてならないわけです。そういったような部分については、どうでしょうか。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

予算編成時におきまして見積もり等を徴収した部分で予算を計上しているという部分でございますので、極端に高い金額を想定したものではないと思いますし、それぞれが販売店についても信用のおける業者さんでございますので、その部分での納品についての不安はないかというように考えてございます。

議長 (中崎和久君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 30 号、財産の取得に関し議決を求めることについて、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 |3、議案第 3| 号、財産の取得に関し議決を求めることについてこれより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第3|号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3|号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了し、会議に付された事件は全部終了しました。

以上で、平成26年葛巻町議会6月会議を終了します。

次回は、7月第 | 金曜日の4日に再開することといたします。 ご苦労様でした。

(散会時刻 | |時32分)